

令和5年5月25日

資料7

第25回県と市町村との協議の場・資料



2050ゼロカーボンを目指す長野県のシンボルマークです

地域と調和した再生可能エネルギー事業 の推進に関する条例 《検討状況について》

長野県環境部

条例の制定に向けた経過・スケジュール

時 期	開催行事等	内容等
R5.3.17	長野県環境審議会・諮問	
3.30	第1回専門委員会	現状と課題、条例の方向性について
4.13	市町村説明会・意見照会 (4.17-26)	第1回専門委員会検討内容 (※以降随時説明会開催)
4.20 4.25	県市長会総会 県町村会政務調査会合同部会	同上
5.23	第2回専門委員会・公聴会	第1回委員会・市町村意見を踏まえた条例の枠組みについて
5.25	県と市町村との協議の場	第2回専門委員会検討内容
6.1	長野県環境審議会・中間報告	同上
6月中旬	第3回専門委員会	パブリックコメント案について
	パブリックコメント	
7月中旬	第4回専門委員会	パブコメ結果、審議会報告案
7月下旬	長野県環境審議会報告・答申	
9月定例会	議案提出	

【参考】

地域と調和した太陽光発電事業の推進に向けた条例・素案（たたき台）

令和5年3月30日長野県環境審議会

地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に関する専門委員会【第1回】資料

条例制定
の趣旨2050ゼロカーボンに向け、地域と調和した再生エネ事業を推進するため、地域合意の促進に資する
手続・基準を設ける

対象事業

太陽光発電事業（10kW以上）

ただし、屋根上や自己敷地内等の自家消費用、及び**促進区域内事業**※を除く。
※ 温対法に基づき事業計画が認定を受けたものに限る県と
市町村の
役割分担

- ① 特定区域※内の事業 ⇒ **県の許可制**
- ② 50kW以上の大規模事業（①を除く） ⇒ **県の許可制又は事前届出制**
- ③ その他の事業 ⇒ **市町村への事前届出制**

* 特定区域：地域森林計画対象森林区域
土砂災害特別警戒区域
土砂三法区域

※ 市町村と要協議

内 容

項目	規制内容（*赤字は長野県オリジナル）
① 住民等への説明	○ 開発着手前の事業計画の提出を義務付け ○ 事業計画の説明会の開催を義務付け
② 安全確保措置	右の区域 ○ 以下の区域内では、安全基準を満たすもの以外は事業禁止 ・地域森林計画対象森林区域 ・土砂災害特別警戒区域 ・土砂三法区域
	全ての区域 ○ 斜度30度以上の急傾斜箇所に設備を配置しないことを義務付け
③ 環境・景観の保全	右の区域（50kW以上の事業） ○ 以下の区域内では、環境保全策の検討を義務付け ・国有林、地域森林計画対象森林区域 ・水資源保全地域、 ・国定公園、県立自然公園、・自然環境保全地域 等
	全ての区域 ○ 景観等との調和に努めることを義務付け
④ 法令遵守	○ 法令遵守の誓約 ○ 更に、県内において現に太陽光発電に関する 法・条例に違反状態にある事業者の場合、その間の新規事業の許可を保留 （※届出対象事業の規制方法は要検討）
⑤ 維持管理、廃棄等	○ 維持管理・廃棄（リサイクル）計画の提出を義務付け
⑥ 実効性の確保（手続・罰則等）	○ 事業着手、計画変更、廃止等の事前許可申請・届出を義務付け ○ 立入検査、違反に対する指導・勧告・命令・公表・罰則等

第1回専門委員会での主なご意見

R5.5.23第2回専門委員会提出資料

分類	ご意見	対応の方向性（案）
全体	・今後、どのような形態の発電事業が増えていくのかをイメージした上で、発電事業者、需要家、施工事業者の役割を整理し、何を条例の対象としていくのか明確にしていくべき。	・発電設備の施工や管理責任の所在を明確化する方向で検討
対象事業	・課題案件は事業規模の大小を問わない傾向。許可制の対象を発電規模もしくは事業面積とするのか、現状を踏まえながら検討すべき。 ・許可制は事業の禁止が前提。一般的な経済活動までを許可制とすることは行政法上問題。	・原案どおり10kW以上を対象事業とする方向で検討 ・許可制は特定区域内のみを対象とする方向で検討
住民等への説明 (合意形成)	・地域住民等との合意形成は重要だが、全ての住民の合意を前提とすることは非現実的。何を以て「地域住民」や「合意」とするのか議論を深めていくことが必要。	・許可や届出受理に当たり住民合意は絶対要件としない方向で検討 ・住民意見に応えることを事業者の努力義務とすること方向で検討
安全確保措置、 環境・景観の保全	・災害をはじめリスクが伴う事業については抑制していくべき。 ・山林開発型事業に対する県民の懸念は高く、一定の制限が必要。	・原案どおり特定区域内事業は許可制とする方向で検討
法令遵守	・許可の保留については他の規制も踏まえながら（比例原則）、その加減について議論すべき。	・悪質な事業者を排除する方法（欠格期間など）を導入する方向で検討
維持管理・廃棄等	・開発時だけでなく、事業開始後の維持管理や事業終了後の適正確保など、その重要性を踏まえつつ、市町村との役割分担を考慮すべき。	・維持管理計画の提出を求める方向で検討 ・既存事業者の取扱いも検討
市町村条例との 関係	・市町村ごとに実情に違いがある中で、県条例は全県共通のベースとなるべき。強い規制とはせず、市町村が地域の特性に応じて上乘せ・横出しする仕組みが望ましい。	・左記の考えに基づき制度設計を進め、強い罰則は設けない方向で検討 ・市町村が意見の申し出ができる仕組みを検討
地域へのメリット	・地域と調和する事業、地域に貢献する事業については促進する仕組みも必要。	・促進区域内事業への誘導策の充実について、条例以外の施策を含め検討

市町村からの主なご意見（4月17日～26日照会）（R5.5.23第2回専門委員会提出資料）

分類	ご意見	対応の方向性（案）
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・景観、防災の観点から周辺住民の反対運動が頻発している。一定規模については、県条例による許可制度としていただき、厳格な基準による審査をしていただきたい。 ・事業者に対し、県の手続き開始よりも早期の段階で市町村へ事前相談があるべき制度としてほしい。 ・50kW以上の事業は、許可制とすべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・規模の大小や、高圧設備の理由をもって一律の禁止（許可制）とするのは難しいとの意見を踏まえ、許可制と届出制の併用について検討
住民等への説明（合意形成）	<ul style="list-style-type: none"> ・住民説明は当然のことながら、地元自治区と協定を締結するなどの条件を付していただきたい。 ・説明会の開催を義務付けとあるが、形式的な説明会だけでは住民等との合意形成は図れないと思料されることから、説明対象範囲の設定にはじまり、何をもって住民等との合意形成が取れたと判断するのか等、丁寧な制度設計が必要と考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な対応として全ての事業について協定締結は難しい面があるが、住民説明の手法について引き続き検討
安全確保措置、環境・景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・県として、何らかの排水基準を設けていただき、基準を満たしているかどうかを審査する必要があるのではないだろうか。 ・景観に不安を抱く住民が多いことから、開発地（太陽光パネル）を目視できないように植栽を義務化するなどを考えてもらいたい。また、景観については、主観的な部分が大きいことから、抽象的な表現でなく、ある程度はっきりとした基準を設けていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種法令の基準やガイドライン等を参考に、許可基準について検討 ・景観条例等の基準を参考としながら、景観保全のための措置について検討
法令遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・県条例の中で、市町村が抑制等している地域については、県もそれに準じるような内容にしてもらいたい ・長野県内の一自治体にて規定違反があれば、当該自治体だけではなく長野県内では売電できない等の包括した罰則を設けるのはどうでしょうか 	<ul style="list-style-type: none"> ・県条例は全県共通のベースとし、市町村は地域の特性に応じて上乗せ・横出しするような仕組みを検討 ・法令等違反時の事業参入抑制方法の検討
維持管理・廃棄等	<ul style="list-style-type: none"> ・設置事業者によっては、あらかじめ転売を目的としている場合もあるため、手続きの段階から設置目的を明確にさせるとともに、転売後も適切な維持管理をさせる条文が必要と考える。 ・既存の設備の維持管理も条例に規定していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者変更時の対応（変更届出）や既存施設の取扱いも引き続き検討
手続き・罰則等について	<ul style="list-style-type: none"> ・罰則の強化を検討していただきたい。 ・公表だけでなく、過料等も合わせて対象にすることはできないのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他県事例や他法令との均衡も考慮しつつ検討
市町村条例との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・県条例制定の際には、市町村条例と齟齬が生じないよう検討していただきたい。 ・すでに設置の自治体の条例との整理を行う予定であるが、今後制定予定の自治体の規制内容との整合をどのように考えているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・趣旨・目的を同じくする部分の条例の一部適用除外といった方法について検討 ・市町村が意見の申し出ができる仕組みを検討
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模な村では技術系の職員がいいため基準を満たしているか判断できないことから県でチェックできる体制を講じていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の手引書等も示すことを検討

市町村との役割分担について（案）

〔 R5.5.23第2回専門委員会提出資料 〕

- 地域に調和した太陽光発電事業を推進するためには、地域を熟知した市町村との連携が必要。
- もっぱら売電目的の事業や、安全基準や環境保全の審査を要する技術的・専門性の高い事業については県が、自家消費目的の事業や小規模事業については市町村が、それぞれ事務を処理。（事務処理特例条例で委任）

◇ 特定区域内における事業・50kw以上の事業 ⇒ 県

◇ 50kw未満で特定区域外で実施する事業 ⇒ 市町村

※50kW未満：FIT制度上、地域活用要件があることに加え、自家消費目的が多数。
電気事業法においても低圧案件として区分。

【参考】長野県内のFIT認定件数

2023.3末時点現在 FIT事業計画認定情報公表用ウェブサイトより 県作成

年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	合計
20kW以上～50kW未満	1,338	3,360	2,276	879	1,311	227	1,848	1,114	89	99	50	12,591
50kW以上～500kW未満	214	244	168	60	85	17	84	79	41	60	33	1,085
500kW以上～1,000kW未満	46	48	29	7	15	2	17	0	2	0	3	169
1,000kW以上～2,000kW未満	37	39	33	11	11	6	18	3	1	1	3	163
2,000kW以上	6	10	3	0	2	0	0	0	0	0	0	21
合計	1,641	3,701	2,509	957	1,424	252	1,967	1,196	133	160	89	※ 14,029

うち稼働数は11,118

- **県条例と趣旨・目的を同じくする市町村条例の規定については、県条例の適用を除外する又は一部除外することができる規定を設ける。**
 - ◇ 県条例と市町村条例の規定の**趣旨・目的が重複する場合、住民等に二重の負担**を強いることになる。
 - ◇ 県条例は全県を対象とするものである一方、各市町村が地域的な特性を勘案し、県条例と趣旨・目的を同じくする条例を制定している場合には、**市町村条例の方がより地域の事情に即した内容**であると考えられる。
- ⇒ **適用除外規定を設けても、県条例の目的を達成できる場合には、県条例の規定を適用しない取扱いとする。**

【参考】他県の状況

山梨県	宮城県	岡山県	和歌山県	山形県	兵庫県	奈良県
知事が、市町村が実施した <u>県条例の目的の全部又は一部を達成することができると認めるときは</u> 、市町村の区域においてこの条例の全部又は一部の規定を適用しないことができる。	市町村の条例の規定による <u>手続等により、この条例の規定による手続等と同等以上の効果がある期待できると知事が認めるときは</u> 、市町村の区域の全部又は一部の区域における手続等については、この条例を適用しない。	県条例の規定による許可、届出その他の手続等と同等以上の <u>効果が期待できる内容を規定する条例を有するときは</u> 、この条例を適用しない。	なし。	地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和を確保するための措置の適切な実施が確保されると知事がみとめるときは、条例の一部の規定を適用しない。	太陽光発電施設等の設置に係る届出等に関して必要な事項を定め、 <u>良好な環境及び安全な住民生活を確保することを目的とする条例を制定している市町村の区域におけるこの条例の規定は適用しない。</u>	知事は、市町村条例による施策等により <u>県条例の目的の全部又は一部を達成することができると認めるときは</u> 、この条例の全部又は一部の規定を適用しないことができる。

条例素案（たたき台） 《第1回専門委員会意見等を踏まえた方向性》

条例制定の趣旨

2050ゼロカーボンに向け、地域と調和した再エネ事業を推進するため、地域合意の促進に資する
手続・基準を設ける

対象事業

太陽光発電事業（10kW以上）
ただし、屋根上や**促進区域内事業※**を除く。
※ 温対法に基づき事業計画が認定を受けたものに限る

手続き手法

- ① 特定区域※内での事業 ⇒ **県の許可制**
- ② 50kW以上の大規模事業（①を除く） ⇒ **県への事前届出制**
- ③ その他の事業 ⇒ **市町村への事前届出制**
※ 市町村と要協議

* 特定区域：地域森林計画対象森林区域
土砂災害特別警戒区域
土砂三法区域

内容

項目	規制内容（赤字は長野県オリジナル）
① 住民等への説明	○開発着手前の事業計画の提出を義務付け ○事業計画の説明会の開催を義務付け ○ 地域住民は事業計画の変更の申し出が可能、事業者は誠実な対応に努める
② 安全確保措置	右の区域 ○ 以下の区域内では、安全基準を満たすもの以外は事業禁止（許可制） ・地域森林計画対象森林区域 ・土砂災害特別警戒区域 ・土砂三法区域
	全ての区域 ○ 斜度30度以上の急傾斜箇所その他災害の恐れのある箇所（基準については要検討）に設備を配置しないことを求める（許可制（①）・措置の求め（②③））
③ 環境・景観の保全	右の区域（50kW以上の事業） ○ 以下の区域内では、環境保全策の検討を義務付け。事業者は結果・対応を住民に説明、地域住民からの申し出について誠実な対応に努める ・国有林、地域森林計画対象森林区域 ・水資源保全地域、 ・国定公園、県立自然公園、 ・自然環境保全地域 等
	全ての区域 ○ 地域住民は景観保全に関し申し出が可能、事業者は誠実な対応に努める (隣地境界からの離隔やそれによりがたい場合は植栽等を施すことなど、長野県景観条例の基準等を参考に、事業者が検討すべき景観保全の項目を整理)
④ 法令遵守	○法令遵守の誓約 ○更に、県内において現に太陽光発電に関する 法・条例に違反又は処分を受けた事業者の許可について、一定の欠格期間を設定 （届出対象事業者については要検討）
⑤ 維持管理、廃棄等	○維持管理・廃棄（リサイクル）計画の提出を義務付け（既存事業者を含むかは要検討）
⑥ 実効性の確保（手続・罰則等）	○事業着手、計画変更、廃止等の事前許可申請・届出を義務付け ○立入検査、違反に対する指導・勧告・命令・公表・罰則（過料5万円以下）等 ○ 市町村長は事業者の是正措置について意見の申し出が可能

第2回専門委員会での主なご意見

分類	ご意見
全体	<ul style="list-style-type: none"> ・条例は太陽光発電の適正な推進を目指すもの。促進の視点も踏まえ、条例のコンセプトをより明確にしていくことが重要。 ・地域と調和した再生エネ事業の促進は、（地域のみならず）事業者にとっても重要な視点。
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・促進区域を規制から除外するためには、促進区域が住民意見を踏まえて丁寧に設置されていることが必要。 また、促進区域内事業についても地域貢献を導く工夫が必要。 ・事業の小分け、分割案件といった脱法的な行為を防ぐ工夫も必要。
住民等への説明 (合意形成)	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会・合意形成のあり方が形骸化しない仕組みが必要。特に情報の透明性が重要。
市町村条例との 関係等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長が一定の根拠をもって事業者に意見を述べ、事業者がきちんと応答するといった意見交換ができる仕組みが必要ではないか。それにより地域の主観的な意見についても伝えることができるのではないか。 ・市町村の工夫による上乘せを想定した条例とすることが必要ではないか。
地域へのメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの住民の受入れについては、客観的な基準・視点だけでなく、地域メリットといった主観的な視点についても重要。 ・この条例に組み込むかは別として、地域貢献については、地域経済効果も含めて事業の組み方を見ることが必要。